

V-3 主要市町村による観光政策

市町村における観光担当部署の平均職員数は13.4人
職員1人当たり平均予算額は37,162千円/人
都道府県に対して、予算・財源の分野で
主導的な役割を發揮することを期待

当財団を事務局とする観光政策検討有識者会議*は、観光庁の協力のもと、地方公共団体を対象とする観光政策アンケート調査を、2014年度から継続的に実施している。2018年度は従前の成果を踏まえて調査票を改訂し、都道府県と主要市町村で可能な限り同一の調査項目により調査を行った。

市町村を対象とする調査については、各地の観光動向を勘案し、政令指定都市20市を含む179市町村を調査対象として選定した。

調査項目として、主要市町村の観光行政に関わる基盤整備の状況、観光行政の推進状況、2017年度及び2018年度の重点施策、ほかの自治体や団体との役割分担、観光が地域に与える影響に対する評価など、計26項目を設定した。人員や予算、取り組みの内容や手法といった項目で定量的・定性的な把握を試みたほか、一部の項目においては観光担当者または観光担当部署の意識や自己評価について、7段階評価により回答を求めた。ここでは、アンケート調査結果の一部を紹介する**。

* 2017年度まで「都道府県・市町村観光政策検討委員会」の名称で活動。
** 2018年8月末までに回答を得た110市町村（回答率61.4%）の集計結果。なお、掲載したデータは速報値であり、今後の精査により最終的な結果が異なる可能性がある。

(1) 主要市町村の観光行政に関わる基盤整備の状況

① 観光担当部署の職員数

観光担当部署に在籍する職員数について、政令指定都市12市を含む109市町村から回答を得た。職員数の平均値は13.4人、中央値は11.0人であった。

職員数の分布は図V-3-1に示すとおりであった。最頻区間は職員数10人以上15人未満であり、36市町村（33.0%）が該当した。職員数が10人未満の自治体は39市町村（35.8%）、15人以上の自治体は34市町村（31.1%）であった。

政令指定都市についてみると、12市のうち4市が15人以上20人未満に、8市が20人以上50人未満に、それぞれ該当した。

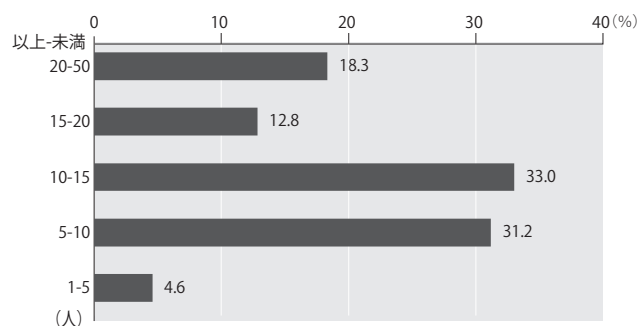
観光担当部署における業務の量や難易度と比較して、職員数が十分であると感じるか質問し、「不足している」を1、「やや不足している」を4、「十分である」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-2に示すとおりであった。最頻区間は「やや不足している（4）」であり、28市町村（25.9%）が選択した。54

市町村（50.0%）が3以下を選択しており、全体として担当者は職員数の不足を強く感じている傾向が認められた。

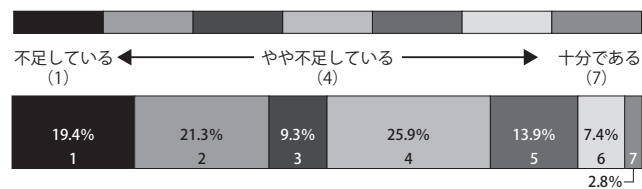
政令指定都市についてみると、12市のうち3市が1を、4市が2を、4市が4を、1市が6を選択した。分布の傾向はおおよそ図V-3-2と類似しており、そのほかの市町村と同様に、政令指定都市においても担当者は職員数の不足を感じていることが示唆された。

図V-3-1 観光担当部署の職員数(n=109)



出所：観光政策検討有識者会議（事務局：（公財）日本交通公社）
役職や雇用形態による加重なし。出向受入中の人数を含み、出向中の人数を含まない。

図V-3-2 観光担当部署の職員数に対する評価(n=108)



出所：観光政策検討有識者会議（事務局：（公財）日本交通公社）

② 観光担当部署の予算

観光担当部署に対して執行された2018年度予算（当初予算と補正予算の合計）について、政令指定都市12市を含む102市町村から回答を得た。予算額の平均値は495,282千円、中央値は415,916千円であった。

一般に予算額は職員数に比例すると考えられることから、職員数と予算額の両方について回答を得た102市町村（政令指定都市12市を含む）を対象に、職員一人当たりの予算額を算出した。平均値は37,162千円/人、中央値は32,934千円/人であった。

職員一人当たり予算額の分布は、図V-3-3に示すとおりであった。最頻区間は10,000千円/人以上20,000千円/人未満であり、22市町村（21.6%）が該当した。第2位区間は40,000千円/人以上50,000千円/人未満であり、19市町村（18.6%）が該当した。平均値及び中央値を下回る区間が最頻区間、両者を上回る区間が第2位区間であった点、ならびに5%以上

の分布が8区間に認められた点から、職員一人当たりの予算額は市町村の状況により、相応の差異を生ずると考えられる。

政令指定都市についてみると、12市における職員一人当たり予算の平均値は46,704千円/人、中央値は422,12千円/人であった。分布については3市が30,000千円/人以上40,000千円/人未満の区間に、3市が40,000千円/人以上50,000千円/人未満の区間に該当した以外は、10,000千円/人以上20,000千円/人未満の区間から80,000千円/人以上の各区間にそれぞれ1市ずつが該当した。以上の結果から、政令指定都市の観光担当部署における職員一人当たりの予算額はそのほかの市町村を若干上回る傾向がみられたものの、幅広く分布する点は他市町村と同様であり、一様に潤沢な予算を有する傾向は認められなかった。

観光担当部署における業務の量や難易度と比較して、直近に執行された予算が十分であると感じるか質問し、「不足している」を1、「やや不足している」を4、「十分である」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-4に示すとおりであった。最頻区間は「やや不足している(4)」であり、33市町村(30.6%)が選択した。38市町村(34.3%)が3以下を選択する一方、37市町村(35.2%)が5以上を選択しており、全体として予算が十分であるとはみなされていないものの、職員数と同程度の強い不足感を抱えているとは言えなかった。

政令指定都市についてみると、12市のうち5市が4を、3市が2を、1市が1を、2市が6を、1市が5を選択した。分布の傾向はおおよそ図V-3-4と類似しており、政令指定都市の予算に対する評価は、そのほかの市町村とおおよそ同様であることが示唆された。

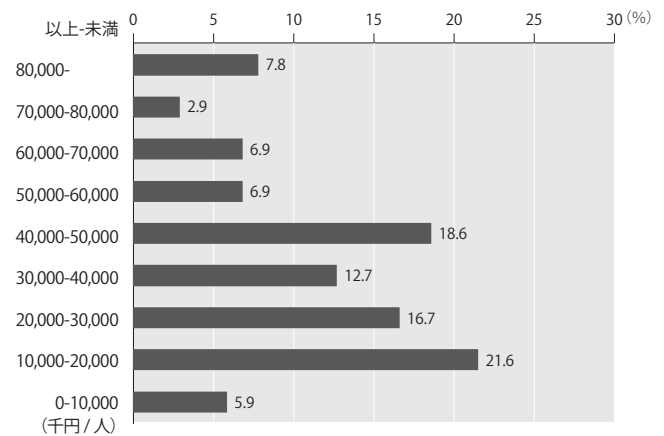
③観光担当部署で求められる技能・知識

観光担当部署に与えられた業務の量や難易度と比較して、在籍する職員の能力・知識・技能が十分であると感じるか質問し「不足している」を1、「やや不足している」を4、「十分である」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-5に示すとおりであった。最頻区間は「やや不足している(4)」であり、43市町村(39.8%)が選択した。24市町村(22.2%)が3以下を選択する一方、41市町村(38.0%)が5以上を選択しており、全体として担当者の知識・技能は十分であるとはみなされていないものの、職員数及び予算に対する評価と比較すると、不足感の程度は小さい傾向がみられた。

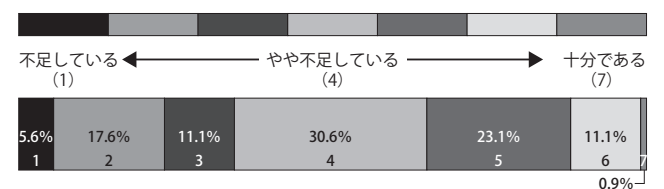
政令指定都市についてみると、12市のうち5市が4を、2市が2を、2市が3を、2市が5を、1市が6を選択した。「やや不足している(4)」が最頻区間である点は全市町村の結果と同様であったが、3以下を選択した自治体は、5以上を選択した自治体よりも多かった。

図V-3-3 観光担当部署の一人当たりの予算額(n=102)



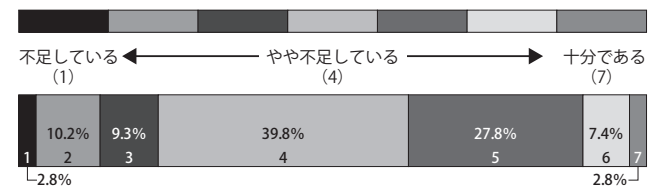
出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕
 役職や雇用形態による加重なし。出向受入中の人数を含み、出向中の人数を含まない。

図V-3-4 観光担当部署の予算に対する評価(n=108)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

図V-3-5 観光担当部署で求められる技能・知識に対する評価(n=108)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

(2) 主要市町村における観光行政の推進状況

①観光条例の制定指針

観光条例の(個別施設の設置条例などを除く)の制定指針について、単一選択により回答を求めた。政令指定都市11市を含む107市町村から回答を得た。

結果は図V-3-6に示すとおりであった。12市町村(11.2%)が「既に制定済み」である一方、91市町村(85.0%)が「制定予定なし」と回答した。政令指定都市については11市すべてが「制定予定なし」と回答した。

「制定に向け取り組み中」と回答した市町村がなかったことから、主要市町村における観光条例の制定状況は、少なくとも今後数年の間は変化しないものと考えられる。

図V-3-6 観光条例の制定指針(n=107)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

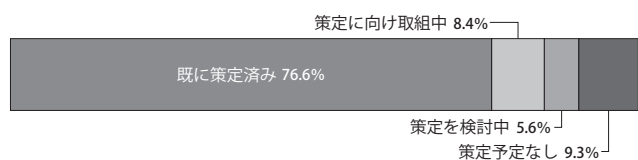
②観光計画の策定指針

観光振興に関する計画の策定指針について、単一選択により回答を求めた。政令指定都市11市を含む107市町村から回答を得た。

結果は図V-3-7に示すとおりであった。82市町村（76.6%）が「既に策定済み」であり、「策定予定なし」と回答した自治体は10市町村（9.3%）に留まった。また9市町村（8.4%）が「策定に向け取組中」、6市町村（5.6%）が「策定を検討中」と回答しており、全体として観光計画の策定に積極的な意向がみられた。

政令指定都市についてみると、12市のうち9市が「既に策定済み」であり、そのほか1市が「策定に向け取組中」、2市が「策定予定なし」と回答した。

図V-3-7 観光計画の策定指針(n=107)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

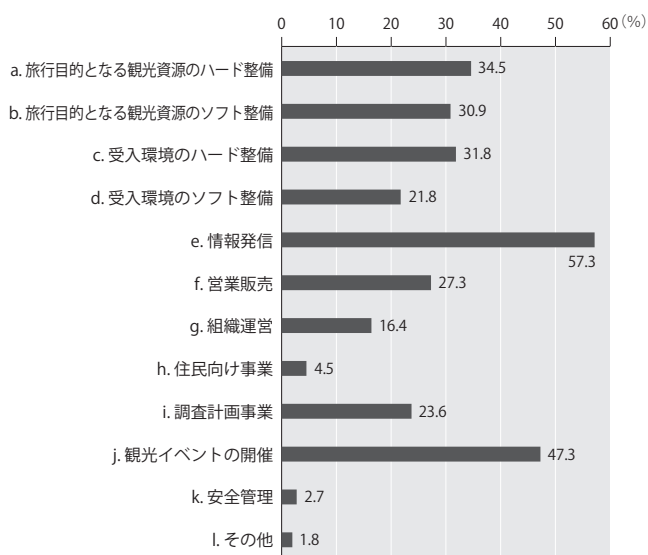
(3) 主要市町村における政策・施策

①2017年度の観光政策・重点施策

2017年度に市町村が実施した事業について、代表的な事業の分野を12のうちから3つ選択した上で、選択した項目に関する取り組みの内容や成果などを記述するよう求めた。政令指定都市12市を含む110市町村から回答を得た。

結果は図V-3-8に示すとおりであった。最も多く選択された分野は「情報発信」であり、63市町村（57.3%）が事業を実施していた。具体的な取り組みの内容として「観光情報発信センターの運営」「旅行博への出展」「ポスターの作成」「マスコミ媒

図V-3-8 2017年度に実施した代表的な事業分野 (3つ選択して回答, n=110)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

体を活用したPR」などが挙げられた。二番目に多く選択された分野は「観光イベントの開催」であり、52市町村（47.3%）が事業を実施していた。具体的な取り組みの内容として「自衛隊や民間事業者と協力したイベントを含む事業の展開」「首都圏における物産PRイベント」「花火大会の開催」などが挙げられた。

政令指定都市についてみると、最も多く選択された分野は「情報発信」であり、12市のうち7市が事業を実施していた。このほか、6市が「旅行目的となる観光資源のソフト整備」を、5市が「旅行目的となる観光資源のハード整備」を、それぞれ選択した。

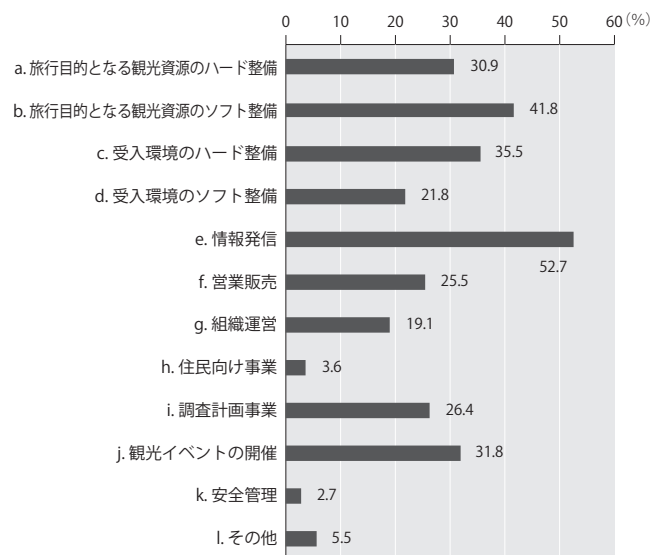
②2018年度に重点的に取り組む事業分野

2018年度に市町村が重点的に取り組む事業について、12の事業分野から3つ選択した上で、選択した項目に関する取り組みの内容や目標などを記述するよう求めた。政令指定都市12市を含む110市町村から回答を得た。

結果は図V-3-9に示すとおりであった。最も多く選択された分野は「情報発信」であり、58市町村（52.7%）が重点取り組み事業分野とした。具体的な取り組みの内容として「観光情報発信を一元化するポータルサイトの運営」「観光情報の多言語化」「近隣自治体との広域連携による観光宣伝」などが挙げられた。二番目に多く選択された分野は「旅行目的となる観光資源のソフト整備」であり、46市町村（41.8%）が重点事業分野とした。具体的な取り組みの内容として「繁忙期から閑散期に繋がる国内旅行商品の開発」「官民連携によるスタンプラリーなどの事業」「ガストロノミーウォーキングの実施」などが挙げられた。

政令指定都市についてみると、最も多く選択された分野は「旅行目的となる観光資源のソフト整備」であり、12市のうち8市が重点事業分野とした。このほか、6市が「情報発信」を、5市が「旅行目的となる観光資源のハード整備」を、それぞれ選択した。

図V-3-9 2018年度に重点的に取り組む事業分野 (3つ選択して回答, n=110)



出所：観光政策検討有識者会議〔事務局：(公財)日本交通公社〕

2017年度に実施した事業分野と2018年の重点取り組み事業分野を比較すると、選択される事業分野の傾向は基本的に類似しており、ほとんどの分野の選択率の差異は±5.0%以内であったが、「旅行目的となる観光資源のソフト整備」及び「観光イベントの開催」については、両年度の選択率に±5.0%以上の差異がみられた。

「旅行目的となる観光資源のソフト整備」は、34市町村(30.9%)が2017年度の重点施策として選択し、46市町村(41.8%)が2018年の重点取り組み事業分野として選択した。2017年度から2018年度にかけて、市町村の観光行政における同事業分野の重要性が高まってきたことが推察される。

一方で「観光イベントの開催」については、52市町村(47.3%)が2017年度に実施した代表的な事業の分野として選択したが、2018年の重点取り組み事業分野として選択した自治体は35市町村(31.8%)に留まった。同様の傾向は、昨年度の調査においても認められた。自由記述では観光イベントの開催に関して「企画・運営について、行政任せとなるケースがしばしばみられる」「開催のみならず、イベント後に来訪者数や来訪者属性といったデータを把握し、分析する能力も求められるようになっていく」などの回答がみられた。また、行政と連携する観光関連団体についても「日々の問い合わせや観光イベントが多く、協会職員に事業の見直しや新たな取り組みの検討を行う余裕がない」「戦略的な観光振興の推進を期待するところだが、これまでの観光PR活動やイベントの実施主体から脱却できないことを課題と考える」などの回答がみられた。行政、ならびに観光関連団体として観光イベント開催以外の業務に注力する必要性を認識しつつも、イベントが定常化、あるいはイベントの開催業務そのものが高度化しつつあるために、毎年一定の予算や人員を割かざるを得ない現状が示唆される。

なお「住民向け事業」を実施もしくは取り組み事業分野として選択した市町村は、両年度とも5%を下回った。自由記述では「伝統行事やイベントの開催において、地域住民との関わりは切り離せない。集客により目に見える経済効果があれば、比較的、理解・協力が得やすい」「観光が主産業の町として地域住民の一定の理解はあるものの、共同作業やイベントなどに無関心の方が多く、結果として行政や観光協会の負担増となっている」など、観光イベントをはじめとする取り組みをどのように地域全体で運営していくかという文脈から、地域の住民や事業者の意識醸成に言及する回答がみられた。とりわけ住民意識の醸成については、ある自治体からは「地域や観光事業者の当事者意識が低いことから、観光地としての住民意識の醸成や責任をもって事業をやり遂げるといった動機付けに苦勞している」との声が寄せられたが、一方で「イベント開催による交通集中に伴う渋滞や一時的な交通規制などは明らかに住民生活に大きな負担を強いているが、『観光立町』という町の特性が多くの住民に共有されているため、強い苦情などは極めて少ないと感じる」など、地域の理解に基づく事業運営の効果を肯定的に評価する回答もみられた。

(4) 都道府県との役割分担

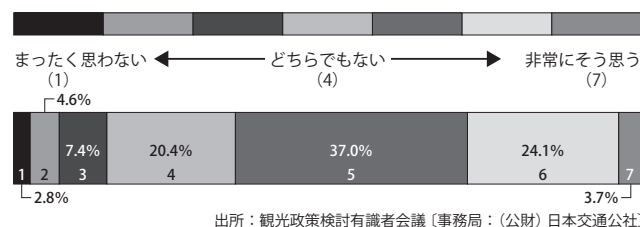
①現在の連携状況に対する評価

都道府県との連携により、観光施策を有効に推進していると感じるか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-10に示すとおりであった。最頻区間は5であり、40市町村(37.0%)が選択した。22市町村(20.4%)が「どちらでもない(4)」を選択し、かつ70市町村(64.8%)が5以上を選択した。全体として、市町村の担当者は都道府県との連携について、問題がない、あるいは良好な状態にあるものと認識していることが示唆された。

政令指定都市についてみると、12市のうち7市が5を、3市が6を、1市が4を、1市が2を選択した。最頻区間ならびに分布の傾向は、おおよそ全市町村の結果と同様であった。

図V-3-10 都道府県との連携状況に対する評価(n=108)

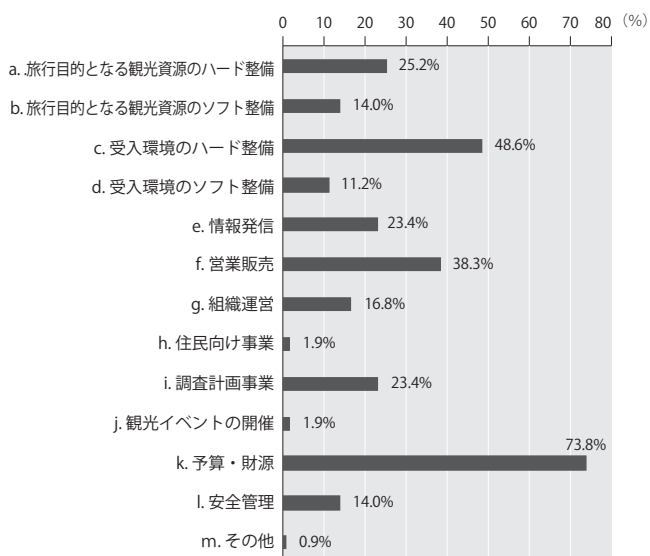


②都道府県に主導的な役割を期待する分野

観光施策上の連携や役割分担において、都道府県が主導的な役割を果たすことを期待する事業分野について質問した。代表的な事業の分野を13の事業分野のうちから3つ選択した上で、他主体との連携や役割分担において工夫している点や苦勞している点を記述するよう求めた。政令指定都市12市を含む107市町村から回答を得た。

結果は図V-3-11に示すとおりであった。最も多く選択され

図V-3-11 都道府県が主導的な役割を果たすことを期待する事業分野(3つ選択して回答, n=107)



た事業分野は「予算・財源」であり、79市町村（73.8%）が選択した。都道府県との財務上の連携については「県の補助金を活用する事業を実施しており、連携や役割分担は図れている」との回答もみられたが、一方で「持続財源の確保」を課題として挙げる市町村もみられた。二番目に多く選択された分野は「受入環境のハード整備」であり、52市町村（48.6%）が選択した。

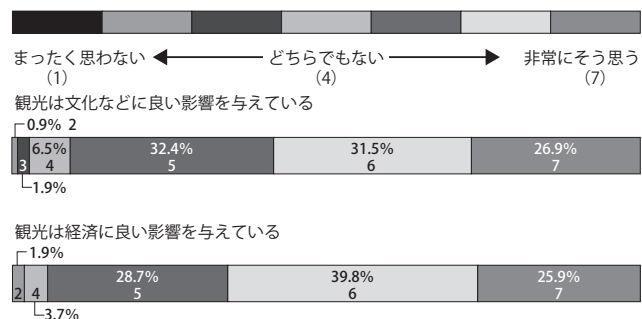
(5) 観光が地域に与える影響

① 総合評価

観光が市町村に与える影響について評価を求めた。経済的観点、ならびに文化の振興・賑わいの形成・交流人口の増大・愛着や誇りの醸成といった文化的な観点から、「観光が自市町村に良い影響を与えている」と思うか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-12に示すとおりであった。経済への影響について、最頻区間は6であり、102市町村（94.4%）が5以上を選択した。文化などへの影響について、最頻区間は5であり、98市町村（90.7%）が5以上を選択した。政令指定都市についても、分布の傾向はおおよそ同様であった。

図V-3-12 観光が地域の経済・文化などに与える影響(n=108)



出所：観光政策検討有識者会議（事務局：（公財）日本交通公社）

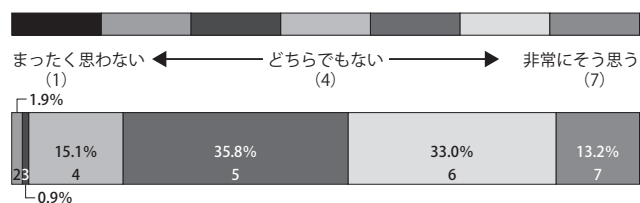
② インバウンドの拡大・振興

● 現状に対する評価

インバウンドの拡大・振興が「自市町村に良い影響を与えている」と思うか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む106市町村から回答を得た。

結果は図V-3-13に示すとおりであった。最頻区間は5であり、87市町村（82.1%）が5以上を選択した。政令指定都市についても、分布の傾向はおおよそ同様であった。

図V-3-13 インバウンドの拡大・振興が与える影響(n=106)



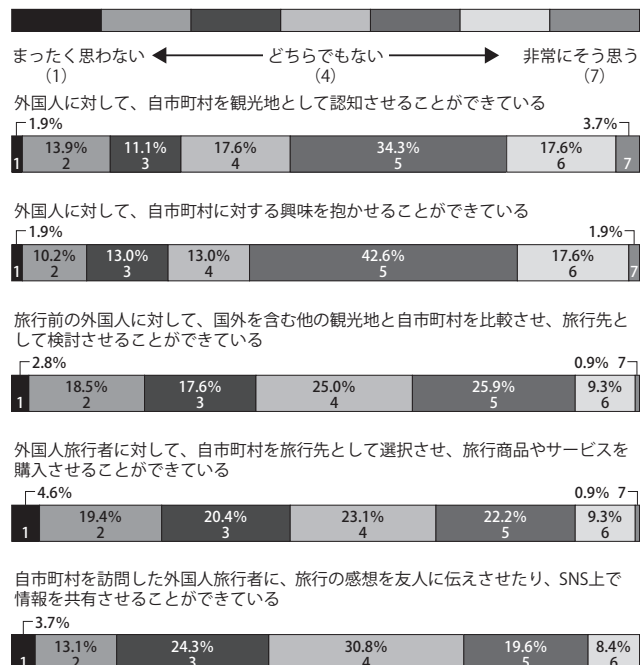
出所：観光政策検討有識者会議（事務局：（公財）日本交通公社）

● インバウンドに対する取り組み

一般に消費者が商品やサービスを認知してから購買に至るまでの心理的なプロセスには「認知」「興味」「検索」「行動」「共有」の5段階があるとされる。本調査では以上の行動モデルに基づき、5段階に対応する5つの観点から、外国人旅行者に対する取り組みについて質問した。それぞれの評価項目について、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む108市町村から回答を得た。

結果は図V-3-14に示すとおり。「認知」と「興味」の段階に働きかける取り組みについては、過半数の市町村が5以上の評価を選択した。一方で「検索」「行動」「共有」の段階に働きかける取り組みについては、5以上の評価を選択する市町村は半数以下となり、3以下の評価を選択する市町村数を下回った。インバウンドに対する情報発信のうち、「認知」「興味」の段階においては、市町村が一定の成果、ないし手応えを得て事業を実施している傾向が示唆された。一方で、自市町村以外の観光地との比較が前提となる「検索」「行動」の段階や、SNSに代表される新たな媒体を活用した情報のコントロールが求められる「共有」の段階においては、望む成果が得られていない、あるいは成果をモニタリングできていない傾向が示唆された。

図V-3-14 インバウンドへの取り組みに対する評価(n=108)



出所：観光政策検討有識者会議（事務局：（公財）日本交通公社）

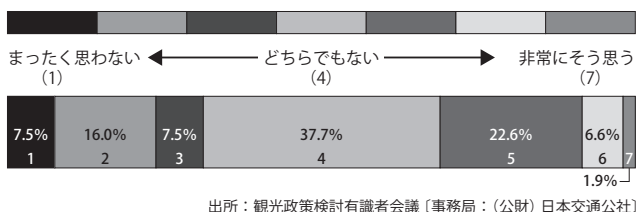
③民泊に対する評価

民泊が「自市町村に必要である」と思うか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む106市町村から回答を得た。

結果は図V-3-15に示すとおりであった。最頻区間は「どちらでもない(4)」であり、40市町村(37.7%)が選択した。3以下を選択した自治体は33市町村(31.1%)、5以上を選択した自治体は33市町村(31.1%)。政令指定都市についてみると、12市のうち7市が4を、3市が5以上を、2市が3以下を選択しており、分布の傾向は全市町村の結果とほぼ同様であった。全体として、肯定的な評価と否定的な評価が均等に分布した。

一部の市町村からは「無許可民泊施設の増加」「外国人観光客の増加に伴って、民泊トラブルが多くなっている」などを課題として指摘する回答がみられたものの、その数は僅少であった。現時点においては、民泊が直接的な利益あるいは損害をもたらす、自治体が積極的な行政判断を要求される市町村は少数であると考えられる。

図V-3-15 民泊の必要性に対する評価(n=106)



④オーバーツーリズムに対する評価

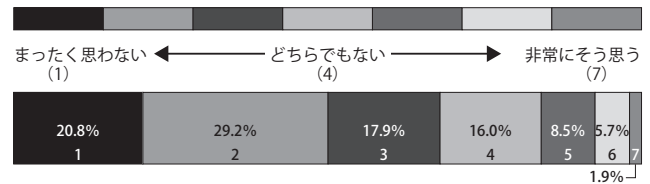
「観光地として許容できる限界以上の観光客が来訪しており、観光資源の劣化や住民の生活環境の悪化が生じている」と思うか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価で回答を求めた。政令指定都市12市を含む106市町村から回答を得た。

結果は図V-3-16に示すとおりであった。最頻区間は2であり、31市町村(29.2%)が選択した。3以下を選択した自治体は72市町村(67.9%)、5以上を選択した自治体は17市町村(16.0%)であった。政令指定都市についてみると、12市のうち7市が2を、3市が3を、1市が4を、1市が5を選択しており、分布の傾向は全市町村の結果とほぼ同様であった。

全体の傾向として、オーバーツーリズムの影響を意識している市町村は僅少であることが示唆された。一方で、5以上を選択した市町村からは、自由記述として「想定以上の観光客の増加により、観光地周辺での渋滞発生など、道路事情の悪化が顕著で、地元住民らの日常生活に悪影響が出ている」「観光客の増加により、交通渋滞やごみ問題が発生しており、住民にとって観光がメリットではなく、ストレスに感じられることが多い」などの回答が寄せられた。オーバーツーリズムによる影響が旅行目的となる観光資源の劣化ではなく、自治体内における生活環境の悪化という形で顕在化しつつある現状が報

告された。ある自治体からは影響の緩和を目的として「観光のハイシーズンは渋滞などにより地域住民に迷惑がかかるので、地域の代表と話し合いの場を設けている」ことが報告されたが、特に急激な観光客の増加を経験した自治体においては「事業者が増加したことにより、目配りや調整が難しくなっている」など、既存の手法による観光地のコントロールに困難を感じるとの声が寄せられた。

図V-3-16 オーバーツーリズムの発生に対する評価(n=106)

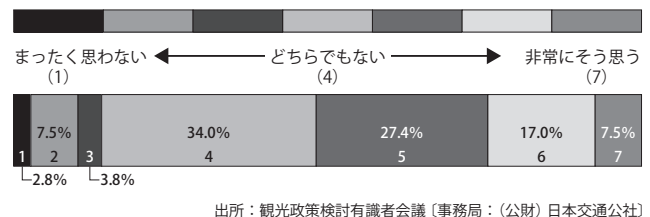


⑤観光客を含めた受益者負担

「行政サービスの対価として、住民だけでなく観光客にも一定の金銭的負担を求める必要がある」と思うか質問し、「まったく思わない」を1、「どちらでもない」を4、「非常にそう思う」を7として、7段階評価により回答を求めた。政令指定都市12市を含む106市町村から回答を得た。

結果は図V-3-17に示すとおりであった。最頻区間は「どちらでもない(4)」であり、36市町村(34.0%)が選択した。3以下を選択した自治体は15市町村(14.2%)、5以上を選択した自治体は55市町村(51.9%)であった。政令指定都市についてみると、12市のうち7市が4を、3市が5を、1市が6を、1市が7を選択しており、分布の傾向はほぼ同様であった。観光客を含めた受益者負担の導入については、全体として積極的な傾向がみられた。

図V-3-17 観光客を含めた受益者負担の必要性(n=106)



(6) 都道府県に対する調査結果との比較

本書前項で取り上げた都道府県に対する調査と、本項で取り上げた主要市町村に対する調査は、一部を除き設問の構成を統一し、比較可能な形式とした。以下、比較結果の一部を紹介する。

①実施した代表的な事業分野

都道府県が2017年度に実施した代表的な事業として、最も多く選択された分野は「情報発信」だった(図V-2-8)。また、

2018年度の重点取り組み事業として、最も多く選択された分野は「情報発信」であり、二番目に多く選択された分野は「旅行目的となる観光資源のソフト整備」であった(図V-2-10)。

対して、市町村が2017年度に実施した代表的な事業として、最も多く選択された分野は「情報発信」であった(図V-3-8)。また2018年度の重点取り組み事業として、最も多く選択された分野は「情報発信」であり、二番目に多く選択された分野は「旅行目的となる観光資源のソフト整備」だった(図V-3-9)。

本調査の範囲においては、都道府県と主要市町村は2017年度に類似の事業を実施し、また2018年度において類似の事業を重点取り組み対象とする傾向が認められた。都道府県による事業の対象(観光客)と、市町村による事業の対象は異なることが想定されるため、事業分野の重複は当然発生すると考えられる。しかしながら事業の具体的な内容を見ると、都道府県による情報発信とは「Webサイトの制作」「旅行博等への出展」「ポスター・チラシ・動画の作成」などであり、市町村による情報発信とは「観光情報発信センターの運営」「旅行博への出展」「ポスターの作成」「マスコミ媒体を活用したPR」などであったことから、都道府県と市町村がそれぞれに類似の媒体を作成し、情報発信を行っている可能性が示唆された。

ある自治体からは今後の課題として「国・県などプロモーションする範囲が広ければ広いほど、個別ターゲットにささるプロモーションは難しいと思われる。市町村においては、それぞれにささるターゲットは異なると思われるので、そのための予算確保と役割分担を明確にすることが必要と思われる」との声が寄せられた。情報発信の分野に限らず、都道府県と市町

村、市町村と観光関連団体、あるいは隣接する市町村間など、関係する主体間で重複する業務を整理・統合することで、効率的な事業運営を達成することが期待される。

②主導的な役割を果たすことを期待する事業分野

都道府県が、市町村に対して主導的な役割を發揮することを期待する事業分野として、最も多く選択されたものは「受入環境のハード整備」であり、二番目に多く選択されたものは「旅行目的となる観光資源のハード整備」であった(図V-2-13)。

対して、市町村が、都道府県に対して主導的な役割を發揮することを期待する事業分野として、最も多く選択されたものは「予算・財源」であり、二番目に多く選択されたものは「受入環境のハード整備」であった(図V-3-11)。

本調査の範囲においては、「受入環境のハード整備」について都道府県と市町村の双方がもう一方に主導的な役割を期待する傾向がみられた。

一定の投資を前提とするハード整備事業を市町村の立場からみると、「所管部署は観光課ではなく土木系の部署であることが多く、観光的な発想よりも住民ニーズに基づく発想で施策を立案することが多いので、観光施設以外の観光面での必要性に基づくハード施策(道路、公園など)を立案し具現化することは難しい」といった事情もあり、都道府県との連携が期待される。複数の自治体を横断する二次交通の整備など、市町村の枠組み下では実施することが困難な事業については都道府県が、市町村域内で完結する事業については市町村がそれぞれ主導するなど、役割分担に基づいて両者がともに積極性を發揮することが期待される。

(那須 将)